

第14次足立労働基準監督署労働災害防止計画

～Safe Work TOKYO～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

厚生労働省では、2023年度（令和5年度）を初年度とし、5年間（2027年度まで）にわたり国、事業者、労働者等の関係者が労働災害防止に向け目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を策定しました。これを踏まえて東京労働局において策定した「第14次東京労働局労働災害防止計画」を受け、足立労働基準監督署では「第14次足立労働基準監督署労働災害防止計画」を策定しました。

事業場における自主的な安全衛生活動を通じて、①労働災害防止活動を推進し労働災害を着実に減少させること、②労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成を図ることを目的に、事業者、関係団体等の協力を得ながら管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

基本目標

○ 死亡災害

- ・2027年までに2人以下とする。
- ・熱中症による死亡災害を発生させない。

○ 死傷災害

- ・2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(表1)

○ 重点業種

- ・災害の概ね10%以上を占める業種(製造業、建設業、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設)を重点業種として設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。(表2)

小目標

○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害、腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(転倒:193人以下、腰痛:48人以下)
- ・60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(死傷者数237人以下)

○ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ等の死傷者数を2022年(22人発生)と比較して2027年までに5%以上減少させる。
(死傷者数20人以下)
- ・建設業及び陸上貨物運送業における死傷災害を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
(建設業:71人以下、陸上貨物運送業:89人以下)

表1 死傷災害減少目標

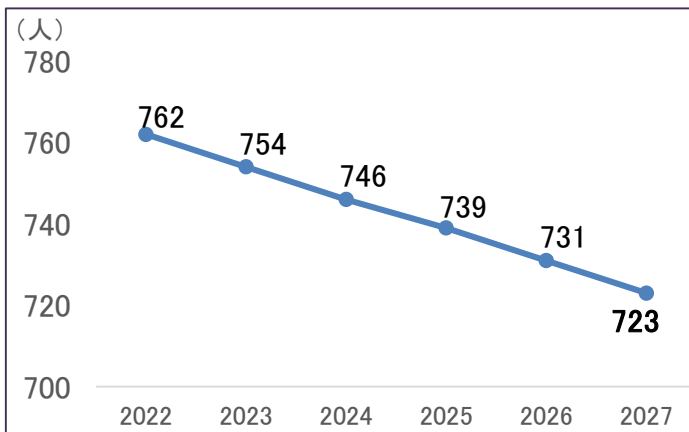
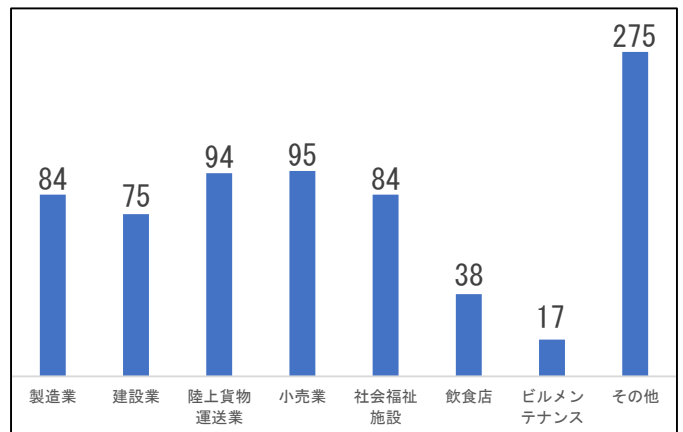


表2 令和4年業種別死傷者数(合計762人)



※ 死亡災害及び死傷災害(休業4日以上)件数には、業務上による新型コロナウイルス感染症のり患者数を除いています。

労働災害防止対策について

1 労働者の作業行動に起因する労働災害(行動災害)防止対策

行動災害である転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作(腰痛等)は、災害全体の約6割(762人中460人)を占め、業種を問わず発生しています。

(1) 転倒災害防止について

転倒災害を発生させる環境要因(通路等の凸凹、通路等に放置されたものなど)を解消するための物理的対策、労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策を推進してください。また、冬季は、積雪や路面凍結による災害が多くなるため留意してください。

職転倒災害防止のリーフレット等



内閣府
ウェブサイト



転倒予防・
腰痛予防の取組



転びの予防
体力チェック



職場3分
エクササイズ



口コチェック



職場の
あんぜんサイト

(2) はしご・脚立からの墜落・転落災害の防止について

墜落・転落災害の起因物で件数の多い、はしごや脚立を使用する際は安全な使用を徹底してください。

はしごや脚立からの墜落・転落災害防止のリーフレット



(3) 腰痛予防対策について

厚生労働省策定の「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い5つの作業(重量物取扱い作業、立ち作業、座り作業、福祉・医療分野等における介護・看護作業、車両運転等の作業)における予防対策を示しています。また、社会福祉施設など介護・看護作業を行う労働者がいる事業場においては、介護・看護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入などの対策を推進してください。

職場における腰痛予防対策指針



2 高齢労働者への労働災害防止対策

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めてください。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」



3 熱中症による健康障害防止対策

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、WBGT値(暑さ指数)とその値に応じた対策の実施、労働衛生管理体制の確立、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置の確認等の各種取組を行ってください。

熱中症予防情報



環境省熱中症予防情報サイト



4 製造業における対策

機械による「はさまれ・巻き込まれ」などの災害が全体の約3割(84人中22人)を占めています。「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」及び日本産業規格(JIS)に基づき、当該災害が発生するおそれのある機械に対し、リスクアセスメントに取り組んでください。

あわせて、作業中の機械を止めずに作業を行ったことによる災害も多く発生していることから、機械の停止などの基本動作の徹底を図ってください。

機械の包括的な安全基準に関する指針



機能等の安全確保に関する指針



5 建設業における対策

墜落・転落災害が全体の約4割(75人中28人)を占めています。墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組んでください。

6 陸上貨物運送事業における対策

荷役作業(貨物自動車に荷を積む作業、荷を卸す作業に限る。)時の災害が全体の約5割を占めています。「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組んでください。

荷役作業における安全ガイドライン

